

山梨県公報

号外第十一号

令和七年

三月二十八日

金 曜 日

目 次

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則	一
○山梨県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則	二
○山梨県立スタートアップ支援センター設置及び管理条例施行規則	三三
○山梨県特定都市河川浸水被害対策法施行細則	三三
○山梨県富士山レンジャーに関する規則の一部を改正する規則	四六
○山梨県職員旅費支給規則の一部を改正する規則	四六
○山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則	四七
○法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則	四七
○山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則	四八
○山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	四八
○山梨県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	四八
○山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	四九
○山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	四九
○建築士法施行細則の一部を改正する規則	五〇
○山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	五〇
○物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則	五〇
○山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則	五一
○山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則	五一

規 則

山梨県規則第六号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

第一編 関係規則の一部改正

（建築士法施行細則の一部改正）

第一条 建築士法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「**第百一**」を「**第百二**」に改める。

（山梨県災害救助法施行細則の一部改正）

第二条 山梨県災害救助法施行細則（昭和三十五年山梨県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八号様式中「**第百一**」を「**第百二**」に、「**第百三**」を「**第百四**」に改める。

（山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第三条 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年山梨県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「**懲役、禁錮**」を「**拘禁刑**」に改める。

（山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部改正）

第四条 山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則（昭和四十五年山梨県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十号様式中「**第百一**」を「**第百二**」に改める。

第十八号様式中「**第百一**」を「**第百二**」に改める。

（山梨県漁業調整規則の一部改正）

第五条 山梨県漁業調整規則（令和二年山梨県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「**者は**」を「**場合には、当該違反行為をした者は**」に、「**懲役**」を「**拘禁刑**」に改め、同項各号中「**者**」を「**とき**」に改める。

第三十五条中「**者**」を「**ときは、当該違反行為をした者**」に改める。

第二編 経過措置

第一章 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第六条 この規則の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この規則の施行後にした行為に対して、他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の

例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。第九条及び附則において「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下この項及び次条において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第七条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第二章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に伴う経過措置

（様式に関する経過措置）

第八条 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出され、又は交付されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出され、又は交付された書類とみなす。

第三章 その他

（経過措置の知事への委任）

第九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの規則の施行に伴い必要な経過措置は、知事が定める。

附則

この規則は、刑法等一部改正法の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

山梨県規則第七号

山梨県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	基礎調査（第三条）
第三章	宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制（第四条―第十六条）
第四章	特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制（第十七条―第二十八条）
第五章	雑則（第二十九条・第三十条）
附則	
第一章	総則

（趣旨）

第一条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

第二章 基礎調査

（身分証明書等の様式）

第三条 法第七条第一項（法第二十四条第二項又は第四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の証明書は、第一号様式によるものとする。

2 法第七条第二項の許可証は、第二号様式によるものとする。

第三章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制

（宅地造成等に関する工事の許可の申請に添付する書類）

第四条 省令第七条第一項第十二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行うとする土地の公図の写し
- 二 宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行うとする土地の公図の写し
- 三 排水施設の構造図
- 四 宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行うとする土地の登記事項証明書
- 五 工事主が金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に要する経費

に係る資金を調達することができることを証する書類

六 工事主が個人である場合にあっては、最近三年間の所得税の納税証明書

七 工事主が法人である場合にあっては、最近三年間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書及び事業の経歴を記載した書類

八 工事主が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票又は個人番号カードの写し

九 工事主が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類

十 工事施行者の登記事項証明書、事業の経歴を記載した書類及び工事施行者が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類

十一 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の土石の数量を計算した書類

十二 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書類

十三 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工程表

十四 工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状（第三号様式）

十五 その他知事が必要と認める書類

2 省令第七条第二項第十号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 土石の堆積に関する工事を行おうとする土地の公図の写し

二 土石の堆積に関する工事を行おうとする土地の求積平面図

三 土石の堆積に関する工事を行おうとする土地の登記事項証明書

四 工事主が金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の土石の堆積に関する工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類

五 工事主が個人である場合にあっては、最近三年間の所得税の納税証明書

六 工事主が法人である場合にあっては、最近三年間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書及び事業の経歴を記載した書類

七 工事主が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるとき

は、これらの者の住民票又は個人番号カードの写し

八 工事主が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類

九 工事施行者の登記事項証明書、事業の経歴を記載した書類及び工事施行者が建設業法第三条第一項の許可を受けていることを証する書類

十 土石の堆積に関する工事の土石の数量を計算した書類

十一 土石の堆積に関する工事の工程表

十二 その他知事が必要と認める書類

（宅地造成等に関する工事の着手の届出）

第五条 法第十二条第一項の許可（法第十五条第一項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、宅地造成等に関する工事の着手届出書（第四号様式）に、次に掲げる書類を添付して、速やかに知事に提出しなければならない。

一 宅地造成等に関する工事の工程表

二 法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識の掲示状況を明らかにする写真（技術的基準の特例）

第六条 政令第二十条第一項の災害の防止上支障がないと認められる土地においては、次に掲げる工法による措置をもって政令第八条の規定による擁壁又は政令第十四条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えることができる。

一 石積み工

二 編柵工、筋工又は積苗工

三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める工法

2 政令第二十条第二項の規定により強化し、又は付加する技術的基準は、別表のとおりとする。

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第七条 省令第八条第九号及び第十号の規定により規則で定める値は、一メートルとする。

（宅地造成等に関する工事の協議）

第八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十五条第一項の規定により知事との協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（第五号様式）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 省令第七条第一項各号（第七号、第八号及び第十二号を除く。）に掲げる書類

二 第四条第一項各号（第五号から第九号までを除く。）に掲げる書類
2 土石の堆積に関する工事について、法第十五条第一項の規定により知事との協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（第六号様式）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 省令第七条第二項各号（第五号、第六号及び第十号を除く。）に掲げる書類
二 第四条第二項各号（第四号から第八号までを除く。）に掲げる書類
3 知事は、法第十五条第一項の規定による協議が成立したときは、当該協議をした者にその旨を通知するものとする。

4 第五条及び第十五条の規定は、法第十五条第一項の規定による協議が成立した宅地造成等に関する工事について準用する。

（宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出）

第九条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成等に関する工事の変更届出書（第七号様式）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 省令第三十八条第一項第一号に掲げる変更にあつては、その事実を証する書類
二 省令第三十八条第一項第二号に掲げる変更にあつては、当該変更後の工程表

2 法第十二条第一項の許可を受けた者で、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に使用する土石の採取場所、搬入計画又は土石の性状を変更しようとするものは、宅地造成等に関する工事の変更届出書（第七号様式）に、当該変更後の工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状（第三号様式）を添付して、知事に提出しなければならない。

3 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成等に関する工事の変更届出書（第七号様式）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 省令第三十八条第二項第一号に掲げる変更にあつては、その事実を証する書類
二 省令第三十八条第二項第二号に掲げる変更にあつては、当該変更後の工程表

（宅地造成等に関する工事の変更の協議）

第十条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十五条第一項の規定による協議が成立した者で、法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の規定による変更の協議をしようとするものは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（第八号様式）に、次に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

一 省令第七条第一項各号（第七号、第八号及び第十二号を除く。）に掲げる書類

二 第四条第一項各号（第五号から第九号までを除く。）に掲げる書類
2 土石の堆積に関する工事について、法第十五条第一項の規定による協議が成立した者で、法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の規定による変更の協議をしようとするものは、土石の堆積に関する工事の変更協議書（第九号様式）に、次に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

一 省令第七条第二項各号（第五号、第六号及び第十号を除く。）に掲げる書類
二 第四条第二項各号（第四号から第八号までを除く。）に掲げる書類

3 第八条第三項の規定は、前二項の変更の協議について準用する。

（宅地造成等に関する工事等の届出に添付する書類）

第十一条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、省令第五十二条第一項の届出書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 省令第五十二条第二項の表に掲げる図面
二 盛土又は切土をしている土地の断面図

三 盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

四 その他知事が必要と認める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、省令第五十二条第三項の届出書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 省令第五十二条第四項の表に掲げる図面
二 土石の堆積を行っている土地の断面図

三 土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

四 その他知事が必要と認める書類

3 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、省令第五十五条の届出書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 位置図

二 擁壁等の除却を行うとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

三 擁壁等の除却後の安全上の措置に関する計画を記載した書類

4 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、省令第五十六条の届出書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 位置図

二 公共施設用地を宅地又は農地等に転用した土地の地形図

三 公共施設用地を宅地又は農地等に転用した土地及びその付近の状況を明らかにす

る写真

(宅地造成等に関する届出工事の変更の届出)

第十二条 法第二十一条第一項の規定による届出をした者で、当該届出に係る事項を変更しようとするものは、宅地造成等に関する届出工事の変更届出書(第十号様式)に、前条第一項各号又は第二項各号に掲げる書類のうち宅地造成等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

2 法第二十一条第三項の規定による届出をした者で、当該届出に係る事項を変更しようとするものは、擁壁等に関する工事の変更届出書(第十一号様式)に、前条第三項各号に掲げる書類のうち擁壁等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の休止等の届出)

第十三条 宅地造成等に関する工事について法第十二条第一項の許可(法第十五条第一項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされるものを含む。)を受けた者又は法第二十一条第一項若しくは第三項の規定による届出をした者で、当該工事を休止し、又は廃止しようとするものは、速やかに宅地造成等に関する工事の休止等届出書(第十二号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により宅地造成等に関する工事の休止の届出をした者で、当該工事を再開しようとするものは、宅地造成等に関する工事の休止等届出書(第十二号様式)に、宅地造成等に関する工事の工程表を添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の完了検査等の申請に添付する書類)

第十四条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、省令第四十条の完了検査申請書に、当該検査に係る工事を完了した時点における盛土又は切土をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して、知事に提出しなければならない。

2 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、省令第四十三条の確認申請書に、当該確認に係る工事を完了した時点における土石の堆積を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第十五条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(第十三号様式)に、省令第四十八条第一項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 報告の時点における宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工程表
- 二 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況を明らかにする写真

三 報告の時点における盛土に用いた土石の性質を明らかにする写真

四 報告の時点における災害の防止に関する措置の状況を明らかにする写真

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書(第十四号様式)に、省令第四十八条第二項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 報告の時点における土石の堆積に関する工事の工程表

二 報告の時点における災害の防止に関する措置の状況を明らかにする写真

(宅地造成等に関する届出工事の完了の届出)

第十六条 法第二十一条第一項又は第三項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、宅地造成等に関する届出工事の完了届出書(第十五号様式)に、当該届出に係る工事が完了した土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して、知事に提出しなければならない。

第四章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請に添付する書類)
第十七条 省令第六十三条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 特定盛土等に関する工事を行おうとする土地の公図の写し

二 特定盛土等に関する工事を行おうとする土地の求積平面図

三 排水施設の構造図

四 特定盛土等に関する工事を行おうとする土地の登記事項証明書

五 工事主が金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の特定盛土等に関する工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類

六 工事主が個人である場合にあっては、最近三年間の所得税の納税証明書

七 工事主が法人である場合にあっては、最近三年間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書及び事業の経歴を記載した書類

八 工事主が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票又は個人番号カードの写し

九 工事主が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるとき

は、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類

十 工事施行者の登記事項証明書、事業の経歴を記載した書類及び工事施行者が建設業法第三条第一項の許可を受けていることを証する書類

十一 特定盛土等に関する工事の土石の数量を計算した書類

十二 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書類

十三 特定盛土等に関する工事の工程表

十四 工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状（第三号様式）

十五 その他知事が必要と認める書類

2 省令第六十三条第二項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 土石の堆積に関する工事を行うおうとする土地の公図の写し

二 土石の堆積に関する工事を行うおうとする土地の求積平面図

三 土石の堆積に関する工事を行うおうとする土地の登記事項証明書

四 工事主が金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の土石の堆積に関する工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類

五 工事主が個人である場合にあっては、最近三年間の所得税の納税証明書

六 工事主が法人である場合にあっては、最近三年間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書及び事業の経歴を記載した書類

七 工事主が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票又は個人番号カードの写し

八 工事主が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類

九 工事施行者の登記事項証明書、事業の経歴を記載した書類及び工事施行者が建設業法第三条第一項の許可を受けていることを証する書類

十 土石の堆積に関する工事の土石の数量を計算した書類

十一 土石の堆積に関する工事の工程表

十二 その他知事が必要と認める書類

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手の届出）

第十八条 法第二十七条第一項の規定により届出をした者又は法第三十条第一項の許可（法第三十四条第一項の規定により法第三十条第一項の許可を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた者は、当該届出又は許可に係る工事に着手したときは、宅地造成等に関する工事の着手届出書（第四号様式）に、次に掲げる書類を添付して、速やかに知事に提出しなければならない。

一 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程表

二 法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識の掲示状況を明らかにする写真（準用）

第十九条 第六条及び第七条の規定は、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議）

第二十条 特定盛土等に関する工事について、法第三十四条第一項の規定により知事との協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（第五号様式）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 省令第七条第一項各号（第七号、第八号及び第十二号を除く。）に掲げる書類

二 第十七条第一項各号（第五号から第九号までを除く。）に掲げる書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十四条第一項の規定により知事との協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（第六号様式）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 省令第七条第二項各号（第五号、第六号及び第十号を除く。）に掲げる書類

二 第十七条第二項各号（第四号から第八号までを除く。）に掲げる書類

3 知事は、法第三十四条第一項の規定による協議が成立したときは、当該協議をした者にその旨を通知するものとする。

4 第十八条及び第二十七条の規定は、法第三十四条第一項の規定による協議が成立した特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出）

第二十一条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成等に関する工事の変更届出書（第七号様式）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 省令第三十八条第一項第一号に掲げる変更にあつては、その事実を証する書類

二 省令第三十八条第一項第二号に掲げる変更にあつては、当該変更後の工程表

2 法第三十条第一項の許可を受けた者で、特定盛土等に関する工事に使用する土石の採取場所、搬入計画又は土石の性状を変更しようとするものは、宅地造成等に関する工事の変更届出書（第七号様式）に、当該変更後の工事に使用する土石の採取場所、

搬入計画及び土石の性状（第三号様式）を添付して、知事に提出しなければならない。

3 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成等に関する工事の変更届出書（第七号様式）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 省令第三十八条第二項第一号に掲げる変更にあつては、その事実を証する書類

二 省令第三十八条第二項第二号に掲げる変更にあつては、当該変更後の工程表

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の協議）

第二十二條 特定盛土等に関する工事について、法第三十四条第一項の規定による協議が成立した者で、法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定による変更の協議をしようとするものは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（第八号様式）に、次に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

一 省令第七條第一項各号（第七号、第八号及び第十二号を除く。）に掲げる書類

二 第十七條第一項各号（第五号から第九号までを除く。）に掲げる書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十四条第一項の規定による協議が成立した者で、法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定による変更の協議をしようとするものは、土石の堆積に関する工事の変更協議書（第九号様式）に、次に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

一 省令第七條第二項各号（第五号、第六号及び第十号を除く。）に掲げる書類

二 第十七條第二項各号（第四号から第八号までを除く。）に掲げる書類

3 第二十條第三項の規定は、前二項の変更の協議について準用する。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の届出に添付する書類）

第二十三條 特定盛土等に関する工事について、法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、省令第八十二条第一項の届出書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 省令第五十二条第二項の表に掲げる図面

二 盛土又は切土をしている土地の断面図

三 盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

四 その他知事が必要と認める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、省令第八十二条第二項の届出書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 省令第五十二条第四項の表に掲げる図面

二 土石の堆積を行っている土地の断面図

三 土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

四 その他知事が必要と認める書類

3 法第四十条第三項の規定による届出をしようとする者は、省令第八十五条の届出書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 位置図

二 擁壁等の除却を行うおとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

三 擁壁等の除却後の安全上の措置に関する計画を記載した書類

4 法第四十条第四項の規定による届出をしようとする者は、省令第八十六条の届出書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 位置図

二 公共施設用地を宅地又は農地等に転用した土地の地形図

三 公共施設用地を宅地又は農地等に転用した土地及びその付近の状況を明らかにする写真

（特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更の届出）

第二十四條 法第四十条第一項の規定による届出をした者で、当該届出に係る事項を変更しようとするものは、宅地造成等に関する届出工事の変更届出書（第十号様式）に、前条第一項各号又は第二項各号に掲げる書類のうち特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

2 法第四十条第三項の規定による届出をした者で、当該届出に係る事項を変更しようとするものは、擁壁等に関する工事の変更届出書（第十一号様式）に、前条第三項各号に掲げる書類のうち擁壁等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の休止等の届出）

第二十五條 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について法第三十条第一項の許可（法第三十四条第一項の規定により法第三十条第一項の許可を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた者又は法第二十七条第一項若しくは第四十条第一項若しくは第三項の規定による届出をした者で、当該工事を休止し、又は廃止しようとするものは、速やかに宅地造成等に関する工事の休止等届出書（第十二号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の休止の届出をした者で、当該工事を再開しようとするものは、宅地造成等に関する工事の休止等届出書

(第十二号様式)に、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程表を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の完了検査等の申請に添付する書類)

第二十六条 法第三十六条第一項の検査を申請しようとする者は、省令第七十条の完了検査申請書に、当該検査に係る工事を完了した時点における盛土又は切土をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して、知事に提出しなければならない。

2 法第三十六条第四項の確認を申請しようとする者は、省令第七十三条の確認申請書に、当該確認に係る工事を完了した時点における土石の堆積を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告)

第二十七条 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(第十三号様式)に、省令第七十八条第一項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 報告の時点における特定盛土等に関する工事の工程表

二 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況を明らかにする写真

三 報告の時点における盛土に用いた土石の性質を明らかにする写真

四 報告の時点における災害の防止に関する措置の状況を明らかにする写真

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書(第十四号様式)に、省令第七十八条第二項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 報告の時点における土石の堆積に関する工事の工程表

二 報告の時点における災害の防止に関する措置の状況を明らかにする写真

(特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の完了の届出)

第二十八条 法第二十七条第一項又は第四十条第一項若しくは第三項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、宅地造成等に関する届出工事の完了届出書(第十五号様式)に、当該届出に係る工事が完了した土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して、知事に提出しなければならない。

第五章 雑則

(省令第八十八条に規定する書面の交付)

第二十九条 省令第八十八条に規定する書面の交付を受けようとする者は、宅地造成等に関する証明書交付申請書(第十六号様式)に、次に掲げる書類を添付して、知事に

提出しなければならない。

一 位置図

二 地形図

三 土地の平面図

四 土地の断面図

五 その他知事が必要と認める書類

(書類の提出部数)

第三十条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、知事が別に定めるものとする。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

別表(第六条関係)

一 地盤について講ずる措置

イ 盛土をする土地の地盤が軟弱である場合には、盛土をした土地及びその付近の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置を講ずること。

ロ 盛土の高さ及びのり面(擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する部分を除く。以下このロにおいて同じ。)の勾配は、次の表の土石の区分の欄に掲げる土石の区分に応じ、それぞれ同表の盛土の高さの欄及びのり面の勾配の欄に定めるものとする。

土石の区分	盛土の高さ		のり面の勾配
	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成三年建設省令第十九号)別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土並びにこれらに準ずるもの	その他	十メートル以下	垂直一メートルに対する水平距離が二メートル(盛土の高さが五メートル以下の場合にあつては、一・八メートル)以上の勾配

その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配
-----	--------------------	--------------------

ハ 高さが五メートル以上の盛土又は切土をする場合においては、盛土又は切土の高さが五メートル以内ごとに幅一・五メートル以上の小段を設けること。

ニ 盛土又は切土に小段を設けるときは、当該小段及び地表面には、雨水その他の地表水（以下この二及び次号において「雨水等」という。）による地表面の崩壊を防止するため、排水溝を設けること。ただし、適当な措置をとることにより、適切に雨水等を排水できると知事が認める場合は、この限りでない。

ホ 次の各号のいずれかに該当する盛土をする場合においては、土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算を行うことにより、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を下回ることを確かめること。

- (1) 盛土をする土地の面積が三千平方メートル以上であり、かつ、盛土をするこ
とにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超
え、盛土の内部に浸入することが想定されるもの
- (2) 盛土をする前の地盤面が水平面に対し二十度以上の角度をなし、かつ、盛土
の高さが五メートル以上となるもの
- (3) 盛土の高さが十五メートルを超えるもの

二 排水処理

宅地造成等に関する工事を行うとする土地の区域外に雨水等を放流する場合に
おいては、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、宅地造成等
に関する工事を行うとする土地の区域の排水を有効かつ適切に流下させることがで
きるように、当該放流先を管理する者と協議し、その同意を得た上で、宅地造成等
に関する工事を行うとする土地の区域の排水施設を下水道、排水路その他の排水
施設又は河川その他の公共の水域に接続すること。

三 工事中の災害防止措置

宅地造成等に関する工事を行うとする土地の区域外の土地に土砂が流出しない
ように、必要に応じ、沈砂池その他の土砂の流出を防止するために必要な施設を設
置すること。

第1号様式（第3条関係）

（表）

第		号	
宅地造成及び特定盛土等規制法第7条第1項若しくは第2項、第24条第1項又は第43条第1項の規定による身分証明書			
写 真	職名及び氏名		
	生年月日	年	月 日生
	発行年月日	年	月 日発行
	山梨県知事 印		

（裏）

宅地造成及び特定盛土等規制法（抜粋）

（証明書等の携帯）

第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 略

（立入検査）

第24条 都道府県知事は、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第20条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 略

（立入検査）

第43条 都道府県知事は、第27条第4項（第28条第3項において準用する場合を含

む。)、第30条第1項、第35条第1項、第36条第1項若しくは第4項、第37条第1項、第39条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 略

（表）

第 号

許可証

所属
職氏名

年 月 日生

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、次のとおり土地の試掘等を行うことについて、許可します。

年 月 日

山梨県知事

印

（裏）

- 1 行為の目的
- 2 行為の内容
- 3 行為の場所
- 4 行為の期日

年 月 日 時から 時まで

注意事項

第3号様式（第4条、第9条、第17条、第21条関係）

工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状

採取場所	搬入計画			土石の性状
	予定量（m ³ ）	最大日量（m ³ ）	搬入時期	

- 注 1 盛土又は切土をする土地の面積が 3, 0 0 0 m²以上の場合には、土石の性状の欄に建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年建設省令第 1 9 号）別表第一の上欄に掲げる区分を記入すること。なお、法第 1 5 条第 1 項又は第 3 4 条第 1 項により協議を行おうとする者については、土石の性状の欄への記入は不要。
- 2 1 の場合において、工事に使用する土石が化学的に性質を改良した土石であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記入すること。

山梨県知事 殿

届出者 住所
氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成等に関する工事の着手届出書

宅地造成等に関する工事に着手したので、次のとおり届け出ます。

1 許可年月日及び許可番号	年 月 日 山梨県指令 第 号
2 協議同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
3 届出年月日	年 月 日
4 工事をする土地の所在地 及び地番	
5 工事着手年月日	年 月 日
6 工事完了予定年月日	年 月 日
7 工事施行者の住所及び氏 名	
8 現場管理者の氏名及び連 絡先	
9 届出代理人の住所、氏名及 び連絡先	

- 注1 1 欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可を受けた者が記入すること。
- 2 2 欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項又は第34条第1項の規定による協議が成立した者が記入すること。
- 3 3 欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定による届出をした者が記入すること。
- 4 7 欄の工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 5 9 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付すること。

第5号様式（第8条、第20条関係）

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

協議者 住所 氏名 印

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法（第 1 5 条第 1 項・第 3 4 条第 1 項）の規定により協議します。

1		工事主の住所及び氏名								
2		設計者の住所及び氏名								
3		工事施行者の住所及び氏名								
4		土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度及び経度)				(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5		土地の面積				m ²				
6		工事着手前の土地利用の状況								
7		工事完了後の土地利用								
8		盛土のタイプ				平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9		土地の地形				溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ				m				
	ロ	盛土又は切土をする 土地の面積				m ²				
	ハ	盛土又は切土の土量				盛土				m ³
						切土				m ³
	ニ	擁壁				番号	構造	高さ	延長	
								m	m	

	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				m	m
	ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				c m	m
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
	リ 工事中の危害防止のための措置				
	ヌ その他の措置				
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工程の概要					
1 1	その他必要な事項				
1 2	協議代理人の住所、氏名及び連絡先				

- 注 1 協議書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。
- 2 2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付すこと。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 6 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと（複数選択可）。
- 7 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 8 1 1 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 9 1 2 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付すること。

第6号様式（第8条、第20条関係）

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

協議者 住所
氏名

印

土石の堆積に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法（第 1 5 条第 1 項・第 3 4 条第 1 項）の規定により協議します。

1	工事主の住所及び氏名		
2	設計者の住所及び氏名		
3	工事施行者の住所及び氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度及び経度)		(緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積		m ²
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ	土石の堆積の最大堆積高さ	m
	ロ	土石の堆積を行う土地の面積	m ²
	ハ	土石の堆積の最大堆積土量	m ³
	ニ	土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	ト	空地の設置	番号 空地の幅
			m

	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止のための措置		
	ル その他の措置		
	ヲ 工事着手予定年月日	年	月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年	月 日
	カ 工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	協議代理人の住所、氏名及び連絡先		

- 注 1 協議書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。
- 2 2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 7 9 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付すること。

第7号様式（第9条、第21条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所
氏名 印
（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成等に関する工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法（第16条第2項・第35条第2項）の規定により、宅地造成等に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

1 許可年月日及び許可番号	年 月 日 山梨県指令 第 号
2 協議同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
3 変更する事項	
4 変更の理由	
5 届出代理人の住所、氏名及び連絡先	

注1 届出書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。

2 1欄及び2欄は、いずれか該当するものに記入すること。

3 許可証又は協議同意通知書の写しを添付すること。また、これまでに変更の許可の申請、変更の協議、変更の届出等の手続を行っている場合は、その許可証、協議同意通知書、変更届出書等の写しも添付すること。

4 5欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付すること。

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

協議者 住所 氏名 印

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法（第16条第3項・第35条第3項）の規定により変更協議します。

1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度及び経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	m ²			
6	工事着手前の土地利用の状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	m			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	m ²			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	m ³		
		切土	m ³		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m

	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				m	m
	ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				c m	m
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
	リ 工事中の危害防止のための措置				
	ヌ その他の措置				
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日				
ワ 工程の概要					
1 1	その他必要な事項				
1 2	変更の理由				
1 3	協議同意番号	第 号			
1 4	協議代理人の住所、氏名及び連絡先				

- 注 1 協議書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。
- 2 2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付すこと。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 6 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと（複数選択可）。
- 7 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 8 1 1 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 9 1 4 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付すること。

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

協議者 住所 氏名 印

土石の堆積に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法（第 1 6 条第 3 項・第 3 5 条第 3 項）の規定により変更協議します。

1	工事主の住所及び氏名	
2	設計者の住所及び氏名	
3	工事施行者の住所及び氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度及び経度)	(緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	m ²
6	工事の目的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	m
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	m ²
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	m ³
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号 空地の幅 m

	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止のための措置		
	ル その他の措置		
	ヲ 工事着手予定年月日	年	月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年	月 日
	カ 工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	変更の理由		
1 0	協議同意番号	第	号
1 1	協議代理人の住所、氏名及び連絡先		

- 注 1 協議書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。
- 2 2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 7 1 1 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所
氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成等に関する届出工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法（第21条第1項・第40条第1項）の規定により届出た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

1 届出年月日	年 月 日
2 工事をしている土地の所在地及び地番	
3 工事をしている土地の面積	m ²
4 変更する事項	
5 変更の理由	
6 届出代理人の住所、氏名及び連絡先	

- 注1 届出書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。
- 2 1欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出をした年月日を記入すること。
- 3 6欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付すること。

第11号様式（第12条、第24条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

擁壁等に関する工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法（第21条第3項・第40条第3項）の規定により届けた擁壁等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

1 届出年月日	年 月 日
2 工事をしている土地の所在地及び地番	
3 行おうとする工事の種類及び内容	
4 変更する事項	
5 変更の理由	
6 届出代理人の住所、氏名及び連絡先	

注1 届出書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。

2 1欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第3項又は第40条第3項の規定による届出をした年月日を記入すること。

3 6欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所
氏名 印
（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成等に関する工事の休止等届出書

宅地造成等に関する工事を次のとおり（休止・再開・廃止）したいので、届け出ます。

1 許可年月日及び許可番号	年 月 日 山梨県指令 第 号
2 協議同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
3 届出年月日	年 月 日
4 土地の所在地及び地番	
5 休止、再開又は廃止の理由	
6 工事の進捗の状況及び防災措置	
7 届出代理人の住所、氏名及び連絡先	

- 注1 届出書の括弧内は、いずれか該当するものに○を付すこと。
- 2 1 欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可を受けた者が記入すること。
- 3 2 欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項又は第34条第1項の規定による協議が成立した者が記入すること。
- 4 3 欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者が記入すること。
- 5 7 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付すること。

第13号様式（第15条、第27条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

報告者 住所
氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法（第19条第1項・第38条第1項）の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、次のとおり報告します。

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 許可年月日及び許可番号	年 月 日	山梨県指令	第 号	
4 協議同意年月日及び番号	年 月 日	第 号		
5 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
6 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
7 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
8 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
9 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
10 擁壁を設置するための床掘りを完了したときの状況				
11 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				

1 2 地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				
1 3 報告代理人の住所、氏名及び連絡先				

注1 報告書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。

2 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

3 1 欄の工事主が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

4 3 欄及び4 欄は、いずれか該当するものに記入すること。

5 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに 9 欄から 1 2 欄までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

6 1 3 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付すること。

第14号様式（第15条、第27条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

報告者 住所
氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

土石の堆積に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法（第19条第1項・第38条第1項）の規定により、土石の堆積に関する工事について、次のとおり報告します。

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 許可年月日及び許可番号	年 月 日	山梨県指令	第	号
4 協議同意年月日及び番号	年 月 日	第	号	
5 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
6 報告の時点における土石の堆積高さ	m	m	m	m
7 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
8 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
9 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
10 地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				
11 報告代理人の住所、氏名及び連絡先				

- 注1 報告書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。
- 2 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 3 1 欄の工事主が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 4 3 欄及び4 欄は、いずれか該当するものに記入すること。
- 5 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに1 0 欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
- 6 1 1 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付すること。

第15号様式（第16条、第28条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成等に関する届出工事の完了届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法（第21条第1項・第21条第3項・第27条第1項・第40条第1項・第40条第3項）の規定により届け出た宅地造成等に関する工事が次のとおり完了したので、届け出ます。

1 届出年月日	年 月 日
2 工事をした土地の所在地及び地番	
3 工事施行者の住所及び氏名	
4 工事完了年月日	年 月 日
5 届出代理人の住所、氏名及び連絡先	

注1 届出書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。

2 1欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした年月日を記入すること。

3 3欄の工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

4 5欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付すること。

宅地造成等に関する証明書交付申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 8 8 条の規定により、宅地造成等に関する証明書の交付を申請します。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

1 建築(建設)敷地の所在地及び地番				
2 該当条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 ☐ 第 1 2 条第 1 項 ☐ 第 1 6 条第 1 項 ☐ 第 3 0 条第 1 項 ☐ 第 3 5 条第 1 項			
3 建築(建設)計画の概要	宅地造成等	有・無	盛土又は切土の面積	m ²
	用途		敷地面積	m ²
	工事の種別	直営・請負	建築面積	m ²
			延べ床面積	m ²
4 その他の事項				
5 申請代理人の住所、氏名及び連絡先				

※ 上記の建築（建設）計画については、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合することを証明します。

年 月 日

山梨県知事 印

- 注 1 ※のある欄は、記入しないこと。
- 2 2 欄の□については、該当するものにレを付すこと。
- 3 5 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付すること。

山梨県規則第八号

山梨県立スタートアップ支援センター設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県立スタートアップ支援センター設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立スタートアップ支援センター設置及び管理条例（令和七年山梨県条例第十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用料の加算の対象となる行為）

第二条 条例別表第二号の表備考の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に基づきコワーキングスペースの所在地を住所とする法人の設立又は住所の変更の登記をすること。
- 二 コワーキングスペースの所在地を郵便物若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物の宛先又は官庁、公署その他の者に提出する書類において住所とすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、これらに類するものとして知事が認める行為

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

山梨県規則第九号

山梨県特定都市河川浸水被害対策法施行細則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県特定都市河川浸水被害対策法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第六十八号）、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号。以下「省令」という。）及び山梨県雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例（令和七年山梨県条例第十二号。次条において「条例」という。）の施行に関し必要

な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、省令及び条例において使用する用語の例による。

（計画説明書）

第三条 省令第十六条第二項の計画説明書は、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書（第一号様式）によるものとする。

2 前項の雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書には、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の工程表を添付しなければならない。

（雨水浸透阻害行為協議書の添付図書）

第四条 省令第十六条第一項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

（雨水浸透阻害行為の許可の変更の申請等）

第五条 法第三十七条第二項の申請書は、雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（第二号様式）によるものとする。

2 法第三十七条第三項の規定による届出は、雨水浸透阻害行為変更届出書（第三号様式）により行わなければならない。

3 法第三十七条第四項において準用する法第三十五条の協議は、雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（第二号様式）により行わなければならない。

4 第一項及び前項の雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書のうち法第三十一条第一項各号に掲げる事項の変更（法第三十七条第一項ただし書に該当するものを除く。）に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

5 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する図書について準用する。

（雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出）

第六条 法第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、速やかに、雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書（第四号様式）により知事に届け出なければならない。

（工程の終了の報告）

第七条 法第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が次に掲げる工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了するときは、その終了の日の三日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

一 地下構造を有する雨水貯留浸透施設を設置

二 前号に掲げるもののほか、あらかじめ知事が指定する工程

(雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書)

第八条 省令第二十六条第一項の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 設置した雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面（縮尺二千五百分の一以上のものに限る。）

二 雨水貯留浸透施設の構造詳細図（縮尺五百分の一以上のものに限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書)

第九条 省令第二十六条第二項の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類

二 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあつては、廃止時の当該土地の現況地形図（縮尺二千五百分の一以上のものに限る。）

(検査済証の交付)

第十条 知事は、法第三十八条第二項の規定による検査の結果、当該雨水浸透阻害行為に関する工事が法第三十二条の政令で定める技術的基準に適合すると認めたときは、雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証（第五号様式）を法第三十条の許可を受けた者に交付するものとする。

(標識の様式)

第十一条 次の各号に掲げる標識は、当該各号に定める様式によるものとする。

一 法第三十八条第三項の標識 第六号様式

二 法第四十一条第三項の標識 第七号様式

三 法第四十五条第一項の標識 第八号様式

四 法第五十四条第一項の標識 第九号様式

(身分証明書)

第十二条 法第四十二条第二項及び第七十四条第二項の証明書は、身分証明書（第十号様式）によるものとし、法第七十七条第五項において準用する法第七十四条第二項の証明書は、身分証明書（第十一号様式）によるものとする。

(書類の提出部数)

第十三条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和七年九月一日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書												
設計者 (法人の場合 は、主たる事務所の 所在地、名称及び代表 者の氏名)	住所	郵便番号		電話番号								
	氏名											
雨水浸透阻害行為 の区域に含まれる 地域の名称												
雨水浸透阻害行為 に関する工事及び 対策工事の計画の 方針												
行為区域（対策工 事に係る雨水貯留 浸透施設の集水区 域が行為区域の範 囲を超えるとき は、当該超える区 域を含む。）内の 土地の現況	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (のり面有)	道路 (のり面有)	鉄道線路 (のり面有)	鉄道線路 (のり面有)	飛行場 (のり面有)	飛行場 (のり面有)		
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	舗装され た土地 (のり面 を除く。)	舗装され た土地 (のり面 を除く。)	ゴルフ場	運動場	締め固め られた 土地	山地	植生に覆 われた のり面	林地・耕 地・原野 その他	合計			
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			
行為区域（対策工 事に係る雨水貯留 浸透施設の集水区 域が行為区域の範 囲を超えるとき は、当該超える区 域を含む。）内の 土地利用計画	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (のり面有)	道路 (のり面有)	鉄道線路 (のり面有)	鉄道線路 (のり面有)	飛行場 (のり面有)	飛行場 (のり面有)		
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	舗装され た土地 (のり面 を除く。)	舗装され た土地 (のり面 を除く。)	ゴルフ場	運動場	締め固め られた 土地	山地	植生に覆 われた のり面	林地・耕 地・原野 その他	合計			
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			
対策工事に係る雨 水貯留浸透施設の 計画	行為前の流出係数					行為後の流出係数						
	行為前の流出雨水量			m ³ /秒		行為後の流出雨水量			m ³ /秒			
	雨水貯留浸透施設の計画			名称		容量又は規模及び構造			管理者（帰属先）			
その他												

備考 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者（帰属先）等を記載すること。

山梨県知事 殿

申請者（協議者） 住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

特定都市河川浸水被害対策法（第37条第1項・第37条第4項において準用する法第35条）の規定により雨水浸透阻害行為（の許可を受けた・について協議が成立した）事項の変更に
ついて（許可を申請・協議）します。

変更に 係る事 項	1 雨水浸透阻害行為の区域に含 まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	m ²
	3 雨水浸透阻害行為に関する工 事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
変更の理由		
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号
工 事 の 計 画 の 変 更 に 伴 い 変 更 す る 事 項	1 雨水浸透阻害行為に関する工 事の着手予定年月日	年 月 日
	2 雨水浸透阻害行為に関する工 事の完了予定年月日	年 月 日
	3 対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	4 対策工事の完了予定年月日	年 月 日
その他必要な事項		
※受付番号		年 月 日 第 号
※変更の許可に付した条件		
※変更の許可番号		年 月 日 第 号

- 備考 1 申請（協議）書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。
- 2 変更に係る事項の欄及び工事の計画の変更に伴い変更する事項の欄は、変更をしようと
する事項について、変更後のものを記載すること。
- 3 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことにつ
いて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の
状況を記載すること。
- 4 ※印のある欄は、記載しないこと。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

雨水浸透阻害行為変更届出書

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸水阻害行為の許可の許可番号			年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸水阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	雨水浸水阻害行為に関する工事の完了年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の完了予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
変更の理由			
その他必要な事項			

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

山梨県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第6条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）について、次のとおり着手しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日		年 月 日
対策工事の着手（予定）年月日		年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
工事施工者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所	
	氏名	
	連絡場所	（電話番号 ）
	現場管理者の氏名	

第5号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

殿

山梨県知事 印

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、特定都市河川
浸水被害対策法第3 2条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許可番号		年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に 含まれる地域の名称		
許可を受けた 者（法人にあ っては、主た る事務所の所 在地、名称及 び代表者の氏 名）	住所	
	氏名	

第6号様式（第11条関係）

70センチメートル	
雨水貯留浸透施設	
山梨県	
施設の名称 検査済証番号 施設の容量（容量のないものにあつては、規模）及び構造の概要 山梨県知事の許可を要する行為 施設の管理者及びその連絡先 標識の設置者及びその連絡先	
この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。	
50センチメートル	

備考 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は知事が指定する大きさとすることができる。

第7号様式（第11条関係）

特定都市河川浸水被害対策法による命令
（雨水浸透阻害行為に関するもの）の公示

命令を受けた者の住所及び氏名
（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

特定都市河川浸水被害対策法第41条第1項の規定により、
で 年 月 日付け
を命じた。

年 月 日

山梨県知事 印

第8号様式（第11条関係）

70センチメートル	
保全調整池	
山梨県	
名称 指定番号 容量及び構造の概要 山梨県知事への届出を要する行為 管理者及びその連絡先 標識の設置者及びその連絡先	
この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第44条第1項の許可に係る工事により設置されたものです。	
50センチメートル	

備考 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は知事が指定する大きさとすることができる。

第9号様式（第11条関係）

70センチメートル						
貯留機能保全区域						
山梨県						
<table border="1"><tr><td>名称</td></tr><tr><td>指定番号</td></tr><tr><td>位置</td></tr><tr><td>管理者及びその連絡先</td></tr><tr><td>標識の設置者及びその連絡先</td></tr></table>		名称	指定番号	位置	管理者及びその連絡先	標識の設置者及びその連絡先
名称						
指定番号						
位置						
管理者及びその連絡先						
標識の設置者及びその連絡先						
この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第53条第1項の許可に係る工事により設置されたものです。						
50センチメートル						

備考 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は知事が指定する大きさとすることができる。

(表)

第 号	
身分証明書	
職名	
氏名	
年 月 日 生	
上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第42条第1項及び第74条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。	
交付年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
山梨県知事	印

(裏)

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）
(立入検査) 第42条 都道府県知事等は、第30条、第37条第1項、第38条第2項、第39条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地（対策工事に係る建築物等を含む。）に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(立入検査) 第74条 都道府県知事等は、第57条第1項、第62条第1項、第63条第2項、第64条、第66条、第71条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(表)

第 号

身分証明書

職名

氏名

年 月 日 生

上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第77条第1項の規定により
立入検査をすることができる者であることを証明する。

交付年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

山梨県知事 印

(裏)

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）

(立入検査)

第74条（略）

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(測量又は調査のための土地の立入り等)

第77条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第3条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）若しくは第4項の規定による特定都市河川流域の規定又は第44条第1項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2～4（略）

5 第74条第2項の規定は、第1項の場合について準用する。

6～10（略）

山梨県規則第十号

山梨県富士山レンジャーに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県富士山レンジャーに関する規則の一部を改正する規則

山梨県富士山レンジャーに関する規則（平成二十六年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「会計年度任用職員（）」を「職員（）」に、「いう」を「含む」に改める。

第二条中「会計年度任用職員」を「職員」に改める。

第三条第一項中「第五号から第七号」を「第七号から第九号」に改め、同項第一号中「指導」の下に「に関する事務」を加え、同項第二号及び第三号中「支援」の下に「に関する事務」を加え、同項中第九号を第十一号とし、同項第八号中「啓発」の下に「に関する事務」を加え、同号を同項第十号とし、同項第七号中「解説」の下に「に関する事務」を加え、同号を同項第九号とし、同項第六号中「普及啓発」の下に「に関する事務」を加え、同号を同項第八号とし、同項第五号中「点検」の下に「に関する事務」を加え、同号を同項第七号とし、同項第四号中「巡視」の下に「に関する事務」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 山梨県富士山における登山の適正化に関する条例（令和六年山梨県条例第一号）

第七条各号に掲げる措置に関する事務

五 山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例（令和六年山梨県条例第二号）第十条の規定による登下山道の利用の制限に関する事務

第一号様式中「第五号から第七号」を「第七号から第九号」に、「指導」を「指導に関する事務」に、「支援」を「支援に関する事務」に、「四 自然環境を損なうおそれ

「四 山梨県富士山における登山の適正化に関する

のある行為を発見するための巡視」を 五 山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び

六 自然環境を損なうおそれのある行為を発見

る条例（令和六年山梨県条例第一号）第七条各号に掲げる措置に関する事務

管理条例（令和六年山梨県条例第二号）第十条の規定による登下山道の利用の制限に関するための巡視に関する事務

する事務 じ「五 案内板」や「七 案内板」じ「点検」や「点検に関する事務」

に、「六 自然公園等」を「八 自然公園等」に、「普及啓発」を「普及啓発に関する事務」に、「七 他人」を「九 他人」に、「解説」を「解説に関する事務」に、「八 登山」を「十 登山」に、「関する啓発」を「関する啓発に関する事務」に、「九 へのき」を「十一 へのき」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県規則第十一号

山梨県職員旅費支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員旅費支給規則の一部を改正する規則

山梨県職員旅費支給規則（昭和三十三年山梨県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（旅行命令の変更を受けた場合等における旅費）

第二条 条例第三条第四項の規則で定めるものは、条例第二十三条第二項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

一 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第十条第一項各号、第十一条第一項各号、第十二

条第一項各号及び第十三条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる各費用について、当該各号及び条例第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しの手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しの手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

二 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第六条、第十四条、第十五条、第十七条及び第十八条第一項の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しの手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しの手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

三 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

第三条の見出し中「旅費喪失の」を「旅費額を喪失した」に改め、同条中「規定によ

り支給する旅費の額は、次に規定する額による」を「規則で定める金額は、次に掲げる金額とする」に改め、同条ただし書を削り、同条第一号中「輸送機関」を「交通手段」に、「等の切符類」を「、航空券等」に改め、「（以下「切符類」という。）」を削り、「以下本条」を「次号」に改め、「同じ。」の下に「の全部」を加え、「とき」を「時」に改め、同条第二号中「免かれた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）」を「免れた旅費額」に改める。

第四条を次のように改める。

（旅行命令簿の記載事項又は記録事項）

第四条 条例第四条第四項の規則で定める事項は、命令の年月日、出発地、用務、用務地、帰着地及び旅行の期間とする。

2 旅行命令簿は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属、住所又は居所、職、氏名その他任命権者が旅行命令簿を作成するために必要と認める事項の記載又は記録をする。

3 旅行命令簿は、備考欄を設け、旅行命令を変更する場合には、旅行命令の変更の事実及び変更前の旅行命令の年月日の記載又は記録をする。ただし、当該記載又は記録に代わるものとして任命権者が適当と認める措置を講ずる場合は、この限りでない。

第五条を削り、第六条を第五条とし、同条の次に次の四条を加える。

（鉄道賃に係る鉄道）

第六条 条例第十条第一項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道に類するもの（船賃に係る船舶）

第七条 条例第十一条第一項の規則で定めるものは、海上運送法（昭和二十四年法律百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

（航空賃に係る航空機）

第八条 条例第十二条第一項の規則で定めるものは、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

（宿泊に係る特別な事情）

第九条 条例第十四条の規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

一 会議等の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

二 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

第一号様式及び第二号様式を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県規則第十二号

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

山梨県庁舎等管理規則（昭和四十一年山梨県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「以下」を「第三項及び第四項並びに次条において」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附 則

この規則は、令和七年四月二日から施行する。

山梨県規則第十三号

法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和四年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

本則中第十九号を削り、第十八号を第十九号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第五条第一項、第六条第一項、第二十四条第一項及び第四十三条第一項

本則中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第四十四号

までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県規則第十四号

山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県市町村振興資金条例施行規則（昭和三十八年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次の一号を加える。

四 県が行う少数の児童により構成される集団を単位とした学級編制による教育の推進に資する施設の整備のための建設事業に係る資金 百分の二十五

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県規則第十五号

山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十五年山梨県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表七の項中「三十四の項」を「三十五の項」に改め、同項を同表八の項とし、同表六の項中「三十三の項」を「三十四の項」に改め、同項を同表七の項とし、同表五の項中「三十二の項」を「三十三の項」に改め、同項を同表六の項とし、同表四の項中「二十三の八の項ト」を「二十三の十の項ト」に改め、同項を同表五の項とし、同表三の項口中「第三条」を「第四条」に改め、同項ハ中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同項ニ中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項ホ中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同項ヘ中「第十二条第三項」を「第十四条第三項」に改め、同項ト中「第十五条」を「第十七条」に改め、同項を同表四の項とし、

同表中二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 特例条例第二条の表十三の七の項ネの規定により定める事務

山梨県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和七年山梨県規則第七号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの
イ 規則第五条及び第十八条の宅地造成等に関する工事の着手届出書の受理
ロ 規則第十二条第一項及び第二十四条第一項の宅地造成等に関する届出工事の変更届出書の受理
ハ 規則第十二条第二項及び第二十四条第二項の擁壁等に関する工事の変更届出書の受理
ニ 規則第十三条第一項及び第二項並びに第二十五条第一項及び第二項の宅地造成等に関する工事の休止等届出書の受理
ホ 規則第十六条及び第二十八条の宅地造成等に関する届出工事の完了届出書の受理

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県規則第十六号

山梨県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

山梨県製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年山梨県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中ただし書及び第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第八条第二号中「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第一号」に改める。

「（１）製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第5条第2号の第一号様式中 （２）製菓衛生師法第5条第1号の都道府県知事の指定する製菓衛生

規定に該当する者にあつては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定

を「(1) 菓子製造業従事証明書(第2号様式)」の写し若しくは卒業証明書又は菓子製造業従事証明書(第2号様式)」を

書の与し右しくは卒業証明書又は来寸襲位来寸事証明書（第2号様式）に、「（3）」を「（2）」に、「（4）」を「（3）」に改める。

「2 製菓衛生師法第8条の規定による免許の取消処分の有無（有の場合、処分都道

を

有·無

「(2) 麻薬、あへん、大麻
(3) 山梨県知事以外の都

附
則

(施行期日)

四九

(經過措置)

きる。

す。

山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県知事 長崎 幸太郎

施行細則の一部を改正する規則

第八条第二号中「**栄養士**」の下に「又は**管理栄養士**」を加える。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県建築基準法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二を削り、第二条の三を第二条の二とし、第二条の四を第二条の三とし、第二条の五を第二条の四とする。

第八條第一項第一号中「工作物」を「法第八十八條第一項及び第二項に規定する工作物（令第三百三十八條第二項に規定するものを除く。）」に改める。

第九条第一項中「第十一条の四第三項」を「第十一条の三第三項」に改める。
第一号様式中「（審判官の職務）」を「（審判官の職務）」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県規則第十九号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「名簿」を「閲覧所における名簿」に改め、同条第五項及び第六項各号列記以外の部分中「名簿」を「閲覧所において名簿」に改める。

第四十四条第一項中「、第三項及び第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第四項中「登録簿等」を「閲覧所における登録簿等」に改め、同条第五項及び第六項中「登録簿等」を「閲覧所において登録簿等」に改め、同項第二号中「名簿」を「登録簿等」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二百八号の二を削り、同表第四百八十四号の二十八を次のように改める。

四百八十四の二十八 削除

別表第四百九十一号の次に次の三号を加える。

四百九十一の二 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請手数料

料

四百九十一の三 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更許

可申請手数料

四百九十一の四 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料

別表第五百二十三号の七中「放置車両の確認等に係る登録手数料」を「登録手数料」

に改め、同表第五百二十三号の八中「放置車両の確認等に係る登録更新手数料」を「登録更新手数料」に改め、同表第五百二十六号の二中「運転技能に係る検査手数料」を

「検査手数料」に改め、同表第五百二十七号中「初心運転者に係る再試験手数料」を

「再試験手数料」に改め、同表第五百二十八号中「運転免許証交付手数料」を「免許証

交付手数料」に改め、同表第五百二十九号中「運転免許証再交付手数料」を「免許証再

交付手数料」に改め、同表第五百三十号中「運転免許証等更新手数料」を「免許証等更

新手数料」に改め、同表第五百三十号の二中「運転免許証更新に係る經由手数料」を

「經由手数料」に改め、同表第五百三十一号中「限定解除に係る審査手数料」を「審査

手数料」に改め、同表第五百三十七号中「安全運転管理者講習等に係る講習手数料」を

「講習手数料」に改め、同表第五百三十八号中「初心運転者講習又は違反者講習に係る

通知手数料」を「通知手数料」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第二百八号の二、第五百二十三号の七、第五百二十三号の八、第五百二十六号の二から第五百二十九号まで、第五百三十号、第五百三十号の二、第五百三十一号、第五百三十七号及び第五百三十八号の改正規定は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二十一号

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のよう

に定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成七年山梨県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札

であって、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を当該一般

競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも二十四日前に行う旨を明らかにした

ものについては、二十四日前）」を削る。

第六条第三項中「（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札

であって、最初の契約に係る通知において最初の契約以外の契約に係る通知を当該指名

競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも二十四日前に行う旨を明らかにした
ものについては、「二十四日前」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契
約で同日以後に締結されるものに関する事務は、この規則による改正後の物品等又は
特定役務の調達手続の特例に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山梨県規則第二十二号

山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のよう
に定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例施行規則（平成十一年山梨県規則第
四十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二十三号

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定め
る。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成十九年山梨県規則第三十五
号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番